

# 第18回

## 政策評価に関する有識者会議

2010年8月25日

金融庁 総務企画局政策課

午前10時00分 開会

○佐藤政策評価室長 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。時間になりましたので、ただいまから第18回目の政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、有識者のメンバーについてご報告がございます。これまで座長を務めて頂きました片田哲也委員におかれましては、ご本人ご意向により、有識者会議メンバーを退任されました。片田委員の退任に伴いまして、今回より富田委員に座長をお願いしています。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、吉野委員からは、ご都合により欠席とのご連絡を頂いておりますが、ご意見を事前にちょうだいいたしましたので後ほどご紹介をさせていただきます。

それでは会議を始める前に、金融庁では先月末、人事異動がございまして、当方のメンバーにも変更がございますので、初めに幹部職員について、簡単にご紹介をさせて頂ければと存じます。

まず初めに、長官の三國谷でございます。留任でございます。

○三國谷長官 よろしくお願ひいたします。

○佐藤政策評価室長 総務企画局長の森本でございます。

○森本総務企画局長 森本でございます。よろしくお願ひします。

○佐藤政策評価室長 総務企画局総括審議官官房担当の桑原でございます。

○桑原総括審議官 桑原でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤政策評価室長 総務企画局総括審議官国際担当の河野でございます。留任でございます。

○河野総括審議官 よろしくお願ひいたします。

○佐藤政策評価室長 検査局長の細溝でございます。

○細溝検査局長 細溝です。よろしくお願ひします。

○佐藤政策評価室長 監督局長の畑中でございます。留任でございます。

○畑中監督局長 よろしくお願ひします。

○佐藤政策評価室長 証券取引等監視委員会事務局長の岳野でございます。

○岳野事務局長 岳野でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤政策評価室長 公認会計士・監査審査会事務局長の三村でございます。

○三村事務局長 三村でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤政策評価室長 本日の議事進行は、富田座長をお願いしてございます。それでは、富田

座長、よろしくお願いいたします。

○富田座長 ご多忙のところ、ご参集くださいまして、ありがとうございます。

本日は議事次第にございますように、平成21年度実績評価書（案）、そして、平成22年度事業評価書（案）につきまして、また、有識者会議の公開につきまして意見交換をさせて頂きたく存じます。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤政策評価室長 それでは、平成21年度実績評価書（案）、及び平成22年度事業評価書（案）につきまして、お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まずお配りしている資料でございますが、縦書きの1枚紙で、実績評価書の概要というタイトルのものがございます。こちらが本事務年度の政策評価の総括表ということですが、真ん中の縦の欄、太い枠組みで囲ってありますが、21年度24施策となっております。24施策のうち、まず単年度1年間だけの評価というのがA、Bといった項目で枠の一番下のところに、Aが18と書いてありますが、24施策中18項目について単年度評価をAにしております。

昨年と変更になった点をご説明申し上げますが、まず上から11番目、施策の222番でございます。市場の公正性・透明性の確立に向けた市場関係者の自主的な取り組みの促進ということでありまして、これは昨事務年度の評価はBでありましたが、今回はAとしております。その理由ですが、金融商品取引に係る苦情解決あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度におきまして、認定投資者保護団体の認定件数が21年度は2件ありましたが、このうちNPO法人である証券金融商品あっせん相談センターを認定したことによりまして、従来、金融商品取引業において自主規制のすき間にあった第二種金融商品取引業に係る苦情の処理、あっせんに係る枠組みが整備されることとなり、そういった成果がありましたということが1点目でございます。

2点目ですが、当庁にございます金融サービス利用者相談室における投資商品等に係る相談等の受付件数が21年度に入り減少していること。また同様に、日本証券業協会における苦情相談受付件数が21年度に入り減少しているということでございまして、このようなことから、この項目についてはAにしたということでございます。

そのほか、業務支援基盤整備に係る施策になりますが、上から23番目、施策の211でございます。行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進ということですが、昨事務年度はA評価としておりますが、今回はB評価に下げております。これは、平成16年12月24日に閣議決定されました今後の行政改革の方針におきまして、業務・システムの最適

化、及びこれに対応した減量・効率化等の取り組みを進めることとされたことから、当庁におきまして、18年3月に3つの最適化計画を策定しました。この計画の一つで、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に係る業務システム最適化計画というものがございます。いわゆる三局統合システムというものでございますが、この三局統合システムの設計開発等を進めているところですが、システムの設計工程におきまして進捗の遅れが発生したことから、22年1月にスケジュールの見直しを行っております。なお、見直し後はスケジュールどおり進捗しておりますが、当初の計画どおりに設計工程を完了することができなかったということから、今回の評価はBにしたということであります。

次に単年度の評価ではなく、太い線で囲んでおります中に「端的な結論」という欄がございます。これは一番下に点線で囲んでご説明をさせて頂いておりますが、中期・長期的に見た取り組みの成果、あるいは今後どういうふうに取り組んでいくのかということにつきまして、文書の形式であります。類型化いたしまして、類型Ⅰ、Ⅱ、Ⅲということで記載しております。この項目に関しましては、上から20番目、施策322の中小企業金融を初めとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進というところで、昨年度は類型Ⅰと評価しておりましたが、今回は類型Ⅱに評価を下げております。本年度はいわゆる中小企業金融円滑化法を施行するなど、中小企業金融を初めとした金融の円滑化について、従来以上に積極的な施策の展開に努めたところであり、中小企業の資金繰りは引き続き厳しい状況にあるものの、全体として金融機関による条件変更等への取り組みが進展しているなど一定の成果が認められたことから、単年度の評価としてはA評価で据え置いております。しかし、地域密着型金融への取り組みについて、利用者等の評価に関するアンケート調査によると、地域密着型金融の取り組み全体に対する利用者の評価において、「大変進んでいる」と及び「進んでいる」の合計である積極的な評価の割合が引き続き5割程度になっており、また個々の施策については、取り組みがなお不十分と評価されるものが多いなど、今後施策の見直しについて検討する必要があることから、端的な結論では類型Ⅱと評価しております。

最後に、単年度の評価、及び端的な結論ともに昨年度と変更はございませんが、上から4番目、施策122の国際的な金融監督のルール策定等への貢献というところでございます。これは平成21年9月にピッツバーグで開催されました第3回G20サミットにおきまして、銀行の自己資本規制強化の実施時期について、景気回復に悪影響を与えないよう十分配慮すべきとの我が国の主張が反映され、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し、景気回復が確実になった時点で段階的に行うことで合意するなどの成果を上げたほか、バーゼル銀行監督委員会など、既

存の各国際フォーラムにおける国際的な議論に積極的に参加することによりまして、39の基準指針等の策定に貢献するなど、金融システムの強化に向けた国際的な金融規制監督ルールの再構築に大きく貢献するなど成果を上げました。これを踏まえまして、昨年引き続き、単年度で端的な結論として類型Ⅰと評価をしております。

長くなって恐縮ですが、この後、ご欠席の吉野委員からご意見をちょうだいしておりますので、私から以下、紹介をさせていただきます。

大きく4点意見を頂いていますが、まず1点目として、評価書の読みやすさが毎年改善されてきているとの評価を頂いています。

大きな2点目ですが、日本の金融構造の短期、長期についてということ、またさらに細分化して2つございます。細分化の1としまして、銀行中心の金融体制から、ミドルリスク・ミドルリターン市場も中期・長期的には拡大することが望ましいと考えるが、行政として金融構造を徐々に変更させて、ショックに強い構造をつくるのが望ましいのではないかと思いますという点です。

細分項目の2つ目として、金融庁が1つの金融行政の監督、規制、検査の庁として設立されたことから、今回の金融危機で問題になったアメリカなど監督規制が別々の機関で発生した問題が回避できる体制となっているが、現在の金融庁の体制で、横の連携が十分にとれ、将来発生するかもしれない危機に対して十分であるかということでもあります。さらに強化すべき組織としての問題が中長期的にはあるということでもあります。

大きな3点目が、リレバン以降の地域金融についてでありまして、さらに4つ細分項目で頂いております。細分の1としまして、リレバン以降の地域金融の現状で問題点があればしっかりと把握する必要があるということでもあります。細分項目の2としまして、どの地域でも共通の問題と個別の地域特有の問題を区別して整理して頂きたいということでもあります。細分項目の3としまして、100人前後の中小企業が成長のかぎを握っており、こうした中小企業に資金がうまく回る仕組みができているかどうかということでもあります。細分項目の4としまして、リスクある企業への資金提供について、従来はノンバンクが一部を担っていたと思われることから、別のチャネルとして地域ファンドなどを育成する必要があると思うという点であります。

最後の大きな4点目でございますが、貸金業法の改正の影響のフォローアップの必要性ということですが、貸金業者の数が減少を続けており、貸金業法の改正が利用者に及ぼす影響と、資金の供給側である貸金業者の及ぼす影響についてフォローアップをお願いしたいということでもあります。

それから大きな3点目、リレバン関係の補足として、スタートアップ中小企業へだれが資金を供給するかということであります。従来はノンバンクが一部を担っていたと思われるが、貸金業法の改正により、リスクマネーの供給が細っているのではないかとということであります。

また、ベンチャーキャピタル市場は、日本ではうまく育っていないように見えることから、今後地域ファンドや中小ファンドなどの仕組みをうまくつくる必要があると思うということでございます。

以上、4点、大きな4点に分かれますが、吉野委員のご意見を紹介させていただきました。

長くなって恐縮ですが、最後にもう一つ、報告事項がございます。委員の皆様におかれましては、既にご承知おきのことと存じますが、平成21年12月22日に閣議決定されました平成22年度税制改正大綱におきまして、租税特別措置等の抜本的な見直しに当たり、政策評価を厳格に実施するとされたところであります。これを受けまして、政令ですが、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の改正等により、租税特別措置等の政策評価の実施が義務づけられましたことから、これを踏まえまして、「金融庁における政策評価に関する基本計画」並びに「平成22年度金融庁政策評価実施計画」につきまして所要の改正を行いましたことをご報告させていただきます。

改正箇所につきましては、お手元に配付させていただきました基本計画並びに実施計画をご確認ください。これにつきましては、実施評価書等とあわせまして今月末に公表する予定としております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。富田座長、よろしくお願いいたします。

○富田座長 ありがとうございます。

それでは、各委員からご意見をお伺いしたいと思います。今日は出席5名でございますので、まずお二方ずつ、ご意見をお伺いした後、事務局からコメントをして頂くという方法をとりたいと思います。

それではまず、田辺委員よりお願いいたします。

○田辺委員 それでは4点ほどコメントさせて頂きたいと思います。

まず第1点は、ちょっと全体にかかわるのかもしれませんが、今回頂いた実績評価書の概要の幾つかの評価の中で、評価自体はAとなっていて、前年度から比べると端的な結論がIという、従来の取り組みを進めていくというものから、拡充、それから新たな施策の検討を行う必要があるという形に移ったものが幾つかございます。具体的に申し上げますと、金融機関等の法令等遵守体制の確立というものと、2番目は金融サービス業の活力と競争の促進に向

けた制度設計、それから3番目はリレバンにかかわる中小企業金融を初めとした金融の円滑化及び地域密着型金融の促進ということでございます。

A評価自体は、そのこれとって、拝読させて頂いた限りにおいては、問題はないかと思うのですけれども、具体的にPDCAサイクルというものを考えたときに、なぜこれがIからIIになったのか。それで新しい展開を必要とする理由は何なのかというところがいま一つ読み取れませんでしたので、環境が変化するという理由なのかもしれませんけれども、もう少し具体的にわかるような記載があれば、より明確な記述になったのではないかとというのが1点目でございます。

それから2点目は、施策の222というところで、市場関係者の自主的な取り組みの促進というところで、こちらはB評価からA評価に変わったものでございます。その中で、苦情件数であるとか、それから相談件数自体が下がったということの一つの判断根拠としていると思えますけれども、ただ、これ、21年度の苦情件数、それから相談件数が減ったというところは、逆に言うと金融にかかわる活動というのでしょうか、個人が金融市場の中に積極的に入っていつて何か行うということ自体が、リーマンショック以降の影響で減ったのではないのかなと思われるところがございます。そういうところのトレンドが変わったのかどうかということなのだと思いますけれども、単年度の影響をどういう形でこの場合考えたらいいかということが、若干疑問に残ったということでございます。

それから3番目のコメントは、これは広報活動、PR等にかかわるところでございます。具体的に申し上げますと、「初めての金融ガイド」というところで、その配布がかなり進行したというところは記載がございすけれども、これ、例えば地方自治体に配った——大学のところは検討がつくのですけれども、地方自治体に配った後どういう形でこれが使われているのでしょうか。例えば、消費者庁の地方の担当部局にかかわるところにどんと置いてあるだけなのか、それとも具体的にどういう形で配布され、利用されているのかといったところがちょっと見えないものですから、この広報活動の浸透性というのでしょうか、実態についてお伺いしたいというのがこの部分であります。

それから2番目のこの広報にかかわる2番目のところは、恐らく紙ベースの広報からウェブベースの広報に明らかに移っているのだろうと。このウェブの解析ができていないというのは、ちょっとお粗末ではないのかなというところであります。どこが見られて、どういったところに人々の関心があるのかというのをインタラクションの一番、重要とはいいませんけれども、便利なところのウェブで、一番初めのトップページのところだけしかカウントされていないと

というのは、非常に大切な情報源の分析ができなくなっているのかなという感じがしたということでもあります。

それから最後、4番目のところでありますけれども、従来これ、B評価になっておりますけれども、専門性の高い人材の育成というところでございます。人材育成に関して、どこまで金融庁が直接のアクションを起こせるのかといったところは、この評価書の中にも書いていますように、かなり間接的なものしかあり得ないのだらうと思いますけれども、他方で、これ、読んで、専門性の高い人材の育成と言ったときに、具体的にどういう人材像が必要になるのか。例えば、大学院でいろいろな金融システムに関する講座、それから院等が設けられておりますけれども、それで対応できるのか。その高い専門性と言ったとき具体的な中身、もしくはメッセージというものがちょっと欠けている感じがするので、逆に言うと、受け取り手からするとどう対応していいのかちょっとよくわからないという感じがしたというのが4番目のコメントでございます。

以上、4点ほど申し上げました。

○富田座長 ありがとうございます。

続きまして、島崎委員よりご意見賜りたいと思います。

○島崎委員 全体を読ませて頂きまして、この評価そのものについては、特に私としては異存がありませんし、また、この大部にわたる資料を全部読みましたけれども、先ほど吉野委員からのコメントにもありましたように、非常に中身がわかりやすくなっていると思います。今回は都合もあって事務局からの説明を受けなかったんですが、この報告書を読んで、かなりのところまで理解できました。また、問題点や課題も非常に明確になっているということで、昨年比べてかなりインプルーブしているというのが全体の印象です。

私のほうからは、意見として2つ、それから簡単な質問を2つさせていただきます。

まず意見については、1つ目は、施策I-2-(2)の国際的な金融監督のルール策定等への貢献という点についてでございます。今週出た週刊の経済誌を見ていましたら、7月16日のバーゼル銀行監督委員会に、長官自ら出られて、徹夜もいとわず一歩も引かない交渉を展開したという記事がありました。ドイツやフランスを仲間に引き入れ彼らと手を組んで交渉し、コア・ティアIの範囲について拡大を認めさせたとの説明でした。いつもは割合に辛口の記事が多い中で、大きな成果があったときちっとコメントしておりました。私はいろいろと背景を聞いておりましたので、なるほどなと、思った次第であります。

また、本文の71ページのところの国際会計基準をめぐる取り組みの中で、IFRS財団のガ

バランス強化の目的として設立されましたモニタリングボードのアジア・オセアニアの代表として長官が出席して、積極的な対話を通してガバナンスの強化に貢献したと書いてありますけれども、これもまさにそのとおりであろうと思います。

この会計・金融の世界で、米国、欧州が大きな勢力で発言力が非常に強いと思う訳です。そういう中で第三極としての日本の存在に対する期待というのが非常に高まっていると思います。会計基準もしかりだと思えますが、そういう中で、非常に大きな影響を及ぼす業績があったということは、私はそのとおり評価されてしかるべきだと思いますが、さらに日本の立場を強めるということを考えますと、アジア・オセアニアという地域の中で二国間の対話とか多国間の対話を通して、いかに我が国での存在感を高め、域内でのまとまりをつくっていくかということも一つ非常に大事な課題ではないのかなと思います。その辺のところは既にいろいろお考えなんだろうと思いますが、それについて何かコメント頂ければと思います。

また、これだけ国際的な対応を金融庁が迫られているということで、それを進めるための人員配置を考えると、私は若干手薄で大変だなと感じております。河野さんもほとんど東京におられないというぐらい駆け回っているというようなことで心配していたんですけども、今回の異動でかなりそのところが強化されたというのは、国内のみならず世界に対するメッセージとして、日本が国際的な金融の世界に更にインボルブしていくという意思が強く伝わっているということで、この人事については非常に時宜を得た対応ではないのかと思います。

それから2つ目の意見は、コメントは施策のⅡ－2－（3）の市場の透明性確保に向けた会計制度の整備云々のところでございますけれども、非常に取り組みの成果が上がっているということでA評価は非常に妥当なものだと思いますし、また、今後の課題として挙げられている非上場会社の会計基準の問題ですとか、個別の財務諸表の取り扱いに関する検討、これについてさらに検討が必要であると述べられていますが、まさにそのとおりだと思います。この会計の2つの問題は、国際会計基準を日本に導入することを検討するに当たって解決しなければいけない問題であろうと思います。会計基準委員会であるASBJが中心となって当然進めるべきなんですが、この問題についてはいろんな省庁が絡んでおります。金融庁だけではなくて、個別の話になると、経済産業省も絡んでくる、法務省も絡んでくる、場合によっては税制との関係で財務省も絡んでくる、中小企業なれば中小企業庁も絡んでくるということで、省庁間の調整というところが非常に重要になってくると思います。いろいろな局面において、必ずしも省庁が同じベクトルに向いていないようなことも私自身は時として感じておりまして、この辺のところについては、今も十分調整に動いて頂いていると思いますけれども、さらにお願

いしたいと思います。

それから、上場会社のコーポレートガバナンスに関する開示の充実強化というところですが、一昨年来、金融審議会のスタディーグループで議論したことを踏まえて内閣府令を改正し、それに沿って今進められているということですが、ここに来て、経済産業省が企業統治委員会で議論を再開する、法務省は法制審議会の会社法制部会で今後の企業法制のあり方について議論するというようなことで、今までの議論を踏まえた次の展開が始まっているわけであります。

ここ金融庁においては、この1年間、従来の金融審議会は、開かれておりません。いろいろなステークスホルダーの意見を聞いて、それを行政に生かしていく、いろいろな声に耳を傾けて、それを政策に生かすということが、政治主導という名のもとに十分にできていないのではないかと、私は心配しています。何か、従来のような審議会である必要はないでしょうが、何かもっとコミュニケーションをとって、ホットな意見をステークスホルダーから聞いて、それを政策に生かすということが必要なのではないのかと思います。今後何かこういうことをやっていく、そういうことを考えておられていれば、説明頂きたいと思います。

次は質問なんですが、事業支援の基盤整備に係る施策の中で、職員の育成強化のための施策として、高度な専門知識を有する人材を官民の人事交流法に基づく交流とか、中途採用などで補ってきたということが説明されています。241ページに391名の民間の専門家が働いておられるということですが、どういう部署で今働いておられるのか教えて下さい。3年間の比較を見ると相当増えてきていまして、どういう分野で増えてきて、これから将来、例えば二、三年先に向けてどのようなことを考えておられるのかということについてご説明頂きたい。

最後の質問は、平成22年度の事業評価書（案）の中で、オフサイトモニタリングのコンピューターシステムの予算と決算の関係が5ページのところに書いてありますが、我々民間の企業の予算と決算との関係とは違うのかなと思つての質問です。予算に対して決算が常に未達となっているというか、予算の範囲内で済んでおりますが、これは、費用の支出だから予算未達でもいいのかもしれませんが、未達になっている部分というのは、予定したものができなかったもので未達になっているのか、見積もりが少し過大、安全に見たので常に10%以上も予算を下回る範囲内でできているのか、予算の立て方と実際の実績はどうだったのかということについて、少しご説明頂ければと思います。

以上でございます。

○富田座長 ありがとうございます。それではただいま、お二方の委員よりご意見、ご質問お聞きしたわけですが、事務局よりこの点に関しまして、お返事を頂きたいと思います。

○森本総務企画局長 総務企画局長の森本でございます。何点かご指摘頂いていますので、とりあえずお答えできるところをお答えしたいと思います。

まず、吉野先生からミドルリスク・ミドルリターンの金融をさらに金融構造として整備して、ショックに強い構造にすべきじゃないかというご指摘がございました。この点につきましては、金融庁の行政としましては、従来から銀行部門、市場部門でバランスのとれた金融システムの構築ということを進めてきているわけではありますが、しかし、現状を見ますと、依然として銀行部門を通じた金融が大きな比重を占めているという状況にあるわけです。

そうした中で、昨年の金融審議会の基本問題懇談会報告におきましても、リーマンショック等の反省に立って、さらに銀行部門、市場部門の間でバランスのとれた金融仲介の構築が必要であろうというご指摘を頂いておりまして、我々としましても、特に銀行による金融仲介以外の流れ、市場部門もそうですし、吉野先生の恐らく問題意識にあるリスクマネーの供給を担うような、例えばベンチャーであるとか、いずれにしましても銀行部門以外の金融仲介機能をさらに強めていかなければいけないと考えております。それによりまして、銀行部門にショックが走ったときには他の部門が吸収し、市場部門にショックが走ったときは銀行部門等で吸収するという、ショックに強い構造というものがつくられる訳でありまして、そういう方向で努力していきたいと考えております。

それから、貸金業の関係、フォローアップの必要性について吉野先生からご指摘を頂いております。この点については、我々も大変重要な問題であると認識しておりまして、貸金業法フォローアップチームを、これは副大臣、政務官をヘッドにつくっておりまして、そのもとで完全施行後の金融業者の業務実態でありますとか、貸金業の利用者の実態につきまして、例えばアンケートを実施する等、この完全施行後のモニタリングをしっかりとやっていきたいと考えております。

それから、事業者に対する資金供給に問題はないのかという点がございましたが、この点につきましては、今回の完全施行——特に総量規制は言うまでもなく、事業者向け貸付は対象外でございまして、そうした点の制度の周知や、また個人向け事業者に対しては、比較的簡易な方法で事業向けの資金が総量規制の例外として借りられるような措置がとられておりますので、そうしたものの実施状況をよくフォローしていきたいと考えております。

それから田辺先生から、222番の市場関係者の自主的な取り組みのところで、達成度が、BからAに変わっておるわけですが、この中で相談件数や苦情件数が減少に転じたことが達成度判断理由になっていることが妥当なのかというご指摘を頂きました。ただ、この達成度判断理

由といたしましては、必ずしもそれだけでございませんで、従来、自主規制のすき間にあった第二種金融商品取引業も含めた形で、投資者保護団体の認定が行われた等々の、他の理由も含めての判断ということでございます。

ただ、先生のご指摘のように、苦情、相談件数、これは測定指標にはなっているんですが、ただ単純に数字が減ったということではなくて、どういう理由で減ったのかという分析は、さらにさせて頂きたいと考えております。

島崎委員から会計基準の設定に関しまして、223番ですが、特に当庁の役割として、非上場会社であるとか個別財務諸表の会計基準の設定に関して、いろいろな省庁等が絡む問題があり、そうした調整について、しっかりやってほしいというご指摘を頂いたと思っております。これは我々もその点はよく認識しておるつもりでございますので、しっかり対応していきたいと思っております。

それからさまざまな制度整備等の検討について、金融審が最近開かれていない。他省庁においては、審議会等で次の課題の検討等が進んでいるというご指摘がございました。この点につきましては、政治主導ということで、確かに従来と検討プロセスは変わってきている面はあるわけですが、それぞれのテーマの性質に応じて、我々としたしましては関係者からそれぞれの課題に合った形でご意見を聞いたり、またこちらの検討状況に対するコメントを頂いたりというプロセスを今、工夫しながらやっておるつもりでございますので、審議会を開くかどうかも含めまして、今後さらに関係者との間でよくコミュニケーションをとりながら、そうした検討を進めていきたいと考えております。

私からは、とりあえず以上でございます。

○富田座長 どうぞ。

○畑中監督局長 監督局長の畑中でございます。

田辺先生と吉野先生から、リレバンについて、その評価が去年と少し変わっているのではないかと、また、それを踏まえて今後どう取り組んでいくのかというお尋ねがございました。

リレバンにつきましては、平成19年に恒久的な枠組みということでその旨監督指針に定めて、当局があまり直接介入せずに、あくまでも金融機関の自主的な取り組みを基本にするという、そういう枠組みに変更いたしました3年がたちました。そういうこともありましたので、今回、これを少しゼロベースで見直す必要があるのかなというふうに考えたところであります。

と申しますのは、金融機関から聞きますと、この成果は非常に上がっていると皆さんおっしゃるんですが、商工会議所等の利用者から伺いますと積極的評価が5割ぐらいということで、

この数年推移してきておりまして、個々の施策についてはかなり辛口のご意見がございました。

そんなこともありまして、今年の6月ごろでございましたか、私のほうから、直接、全部の地銀の経営者と、信金、信組の理事長さんにレターを出しまして、3年やってきたこのリレバンについて経営者としてどのように評価されているか、本音のところを教えてくださいということをお願いしましたところ、いろいろな課題が浮かび上がってまいりました。

そういうことを踏まえて、このリレバンの実効性を高めるために、さらにバージョンアップするために、我々自身の目線を高くする必要があるということで、評価をⅠからⅡにしたということでございます。

経営者の皆様のご意見、中には全部うまくいっているというような、かなり楽観的な方も少なくないんですけども、詳しく書いておられる方ほど、やはり課題がまだまだあるというふうにおっしゃっておられます。

1つは、利用者は何を金融機関に求めているかということをも十分自分たちは把握しているのだろうかという問題提起がございました。2つ目は、そういう問題把握のために、じゃ、自分たちはどういう努力を現場でしているのだろうかというような疑問。それから、それを把握した上で、顧客のニーズを踏まえて、本当に最適なソリューションを提案できているのか、あるいは提案するような人材ノウハウが自分たちの金融機関に十分にあるのかと。あるいは、そういうソリューションをもとにした借り手との協働作業といいますか、そういった実践が十分なされているのか。その中にはこれはもちろん金融的な助言や支援、例えば、中小企業特有の融資手法等を提案するという「本丸」の対応もございますが、それ以外にマーケティング、販路拡大の支援が十分なされているかでありますとか、本業がなかなかうまくいかないのが新事業に誘導するようなことについて自分たちが有効な助言をしているのか、あるいは地域それぞれ特有の産業構造等がある中で、地域に即した有益な情報提供を地元企業にしているのだろうか、そういうかなり反省の弁もございました。

それから、一度決まりました支援策、その実行した後のフォローアップなり支援体制、さらにはそれがうまくいかないときの再提案、こういったところに大きな課題があるということも各地の経営者から伺いました。

もう一つ、やはり大事ななと思いましたのは、まさに返事を直筆で書いて頂きましたので、経営トップの方が、このリレバンということの有用性をどこまで本当に認識されているのか、あるいはされていないのかということは大変重要だというような印象を受けました。また、トップの方の、リレバンを通じて健全性なり収益性の向上にどうやって結びつけていくのかとい

う問題意識が非常に大事であると感じました。意識なり、主導性、トップのリーダーシップがこの取り組みを深化させていく上で大変重要だということが私ども、把握できました。

こうしたことをもとに、リレバンの実効性を更に高めるためには、総論からもっと個別論に入った施策展開を今後金融機関に促していく必要があるんだろうということで、今回ⅠからⅡにしたところでございます。

それから、吉野先生からリスクマネーの話がございました。地域金融機関についてのみ申し上げますと、この創業・新事業支援融資というのは、件数におきましても金額におきましても一応20年度と21年度を比較しますと、1割弱伸びているというところでございますが、やはりさらにこうした創業なり新事業支援に係る融資商品の取り扱いを増やすとか、地域の育成ファンドへの出資を拡大していくといった取り組みが必要だということはお指摘のとおりだと思っております。

以上でございます。

○富田座長 ありがとうございます。

あと、人材にかかわる問題について、お二人の委員より指摘あったんですけれども、よろしくをお願いします。

○三井総務企画局総務課長 総務課長の三井でございます。細かい件数、部局別の民間の方の件数、今、手元に数字ございませんので後ほどご報告したいと思います。総じて全体で1～2割前後、各部局とも持っておりまして、多少、任期つき職員の方は任期が切れて次の方が来られるまでのすき間があったりとかで、若干時期によっては上下変動ございます。後ほど数字はご報告いたします。

それから予算と決算の数字の差額でございますけれども、予算は、制度上これだけの金額を執行してよいという、いわば国、政府に授権を頂いている数字でございますが、実際にはシステムの入札でこの授権金額よりも下回るケースがままございます。仮にこの上限金額以下で入札の札が出てきませんと、入札不調になりまして、そもそも事業は執行されないとか発注されないと、必要な場合には一定の手続を経て随意契約することはございますが、多くの場合、授権金額をやや下回る金額で落札がされるということがございまして、ここで出ている金額の大半というか、ほとんどがその金額でございます。

その他はほとんど金融庁の場合は人件費でございますが、これも実際に働いている職員、予算で頂いている職員のグレードがきっかり一致しない場合が、まれではございますが生じます。頂いている予算より少しグレードの低い給与の格付が、中途採用の方で頂く場合。それから例

例えば7月の1日からの予算と定員で頂いてはいますが、実際にその人が働き始めたのが8月になってしまったりとか、7月の中旬になってしまったりということで、人件費も若干の差額は出ます。

それ以外は、ほとんど検査旅費等のものをごさいます、これは検査を始めてみると、実際には地方に余分に行ったりすることで余分にかかったり、あるいは本店が多くて多少減ったりと、こういったことで変動が日々起きてございます、当初1年間の検査なり、あるいは人件費を見積もった段階ではきちっとできるということを考えて予算、授權を頂くということでやっておりますので、多めに見ているわけではないんですけれども、若干は執行が下回る場合がございます。

○桑原総括審議官 広報について申し上げます。

田辺先生の方から、地方自治体に広報の媒体を配布した後どういうふうにご利用されているのか、その辺の実態はわかっているのかというご質問、ご指摘がございました。基本的には、地方自治体に配布したものについては、自治体の窓口において頂いているということになっております。それでそこに来られる方にとって頂くということなんですけれども、あと自治体を経由します配布物といたしましては、学校に配るようなパンフレットについては、自治体、教育委員会経由で、配付しているものもあるということでございます。

それから、紙からウェブへの広報ツールの移行にもかかわらず、ウェブの解析が十分できていないんじゃないかというご指摘もございました。私どもとして、この102ページにも書きましたように、ウェブサイトの情報の発信力の向上に努めるということは非常に重要な課題と考えておりますが、まさに田辺委員ご指摘のように、それがどういうふうに、どういう人たちに利用されているのか等の解析は、まだ追いついていないところがございまして、それは今後の重要な課題として、私どもとしても取り組ませて頂きたいと考えております。

以上でございます。

○河野総括審議官 国際部門の問題につきまして、一言申し述べます。

島崎委員からお話を頂いて、大変、舞台裏の危うさや弱点もよくご存じの上で、少し大目に見て頂いたという気持ちでおります。ただ、この評価書の中でどう書かせて頂いたかはまた別にいたしまして、やはり、この国際貢献の観点からしますと、我が国の主張を反映させると、それも幾つか非常に土壇場の交渉の中で反映させるということはある程度できたとしても、やはり国際的なルールづくりを先導するとか、あるいはしっかりした中身のある提案をした上で、各国を説得しながらグローバルスタンダードにしていくというような観点からしま

すと、まだまだ不十分というのが担当者としての実感でございます。そういう意味で、今までは本当に人手が足りないとか会議が幾つも重なって出られないということが、いわば理由で、そこまでできなくてもということである程度高評価を頂いているという認識ではおりますけれども、これはもう少し大きな目で見れば、そういったところをやはり今後発展させていかなければなりません。今回体制が強化されましたのは大変ありがたいことではありますけれども、一方ではその十分の成果を、特に提案力といった面を出していかないといけないということは自覚しておりますので、これは今後の努力の方向性として申し述べたいと思います。そういったことを含め、同様に、この国際的な会計基準のところも、この文章の中では本当に一言、貢献をさらに強化するという事などとしておりますけれども、例えば国内での国際会計基準の導入に向けた取り組みとの、いわば内外の一体的な運用といいますか、連携などにおきましても、まだまだ改善の余地があるとは思っておりますので、そういった点を含めて今後さらに謙虚に努力をさせて頂きたいと思っております。

○富田座長 ご質問、お二人の委員、よろしゅうございますでしょうか。

それでは続きまして、委員よりご意見をお聞きしたいと思います。神作委員、翁委員の順でお願いいたします。

○神作委員 神作でございます。既にこれまでの先生方のご指摘の中に含まれていたこと、またそれに対するご回答の中で既にお答え頂いている部分もございますけれども、重複をいとわず、考えてきたところを4点ほど述べさせて頂きたいと思っております。

第1点は、田辺委員のご指摘と全く重なってしまうのですが、施策222の、相談件数の評価のところでございます。相談件数が減ったことをどのように評価するかという問題でございますけれども、私、たまたま信託協会の相談所の運営懇談会の委員をさせて頂いておりますけれども、その経験からいたしますと、相談件数が減ったという場合、例えば信託法・信託業法の改正がなされ改正法についての問い合わせが当初多かったところ、改正法の施行が実務に根づいてきて次第に問い合わせ件数が減ってくるといった事情が非常に大きく影響してくるようなことがございました。したがって、これも既にお答えの中に含まれていたのでお答え頂く必要はございませんけれども、例えば、統計を単なる相談と苦情とで分け、どのような理由から相談の件数の変動があったのか分析を進めていかないと、なかなか件数だけで評価するというのは難しいのではないかと感じたところでございます。

他方で、ちょっと話が行きつ戻りついたしますけれども、施策222の評価に関しまして、評価が上がっていること自体につきましては、全く異議を唱えるものではございません。何を理

由にそのように申し上げるかと言いますと、144ページの平成21年度、主な事務事業の②のところでございますが、「取引所による上場企業等のコーポレートガバナンス強化及びその自主規制機能の強化への取り組み」のところ、第三者割当増資等に係る実体的規制まで踏み込んだ非常に重要なコーポレートガバナンスに係る規律を取引所が自主規制として制定したわけですが、この点は大変高く評価できるかと思うからです。むしろ、評価が上がったのは、実質的には取引所による上場企業等のガバナンス強化への取り組みについて、その内容にまで踏み込んだ点にあるように思われるのですが、その点について評価書ではあまり詳細に記載されていないのではないかという印象がございます。確かに、取引所は自主規制機関でありますから、取引所のルールの内容にどこまで踏み込むことが適切なのかという問題はあるのかもしれませんが、やはり取引所の自主規制のようなものの評価については、その規律の中身にまで立ち入って評価する必要があるのもあって、その点から見ると、内容的に大変重要な取引所のルール改正が平成21年度になされたのではないかと考えております。

相談に関しまして、続きまして、多重債務の関係でございますけれども、104ページから105ページでございます。先ほどの相談件数の推移という問題とも関連するのですけれども、多重債務者の問題が非常に難しいと思いますのは、例えば企業が多重債務で倒産するということには、市場からの退出という選択肢が主要かつ意義ある有効な手段であると思いますけれども、多重債務者が自然人である場合には、人間である以上、社会生活、経済生活から排除するというわけにはまいらないわけで、そういう意味では多重債務者の取り扱いについては、単に相談件数を並べるだけではなくて、その後のアフターケアの問題等を含めて、さらに細かな分析、その後の追跡が必要だと思えます。

特に、この点、島崎委員もご指摘された点かと思えますけれども、貸金業法の影響等によって、これまではファイナンスを受けてこられた人が借りられないというタイプの新しい相談が増えてくるかと思えますので、その点についてもあわせてきめ細かな実態の把握と、それから分析が今後の評価に際しては必要になるのではないかと感じたところであります。

第2に、やや抽象的な問題でございますけれども、第1点で述べさせて頂いた多重債務やコーポレートガバナンスの問題に共通しているのですけれども、例えば、コーポレートガバナンスの問題は法務省の所管する会社法あるいは経産省の産活法、また多重債務の問題は経産省の割販法というように、他のお役所、あるいは消費者庁等、他の省庁と協調し協力・調整しながら政策を進めていく必要があるわけですが、そのような点については、実績評価の対象とはならないのか。あるいはまた別のところで評価の対象となっているのかどうか、そういう

点も教えて頂ければと思います。

第3は、情報発信に関する点でございます。情報発信について、104ページに英語のウェブサイトへのアクセスが増加しているということが指摘されておりますが、102ページのほうでは、総アクセスの件数の全体がわからないと踏み込んだ分析が困難であるということが指摘されております。英語でのアクセスで、一体どういうところにアクセスが多いのかという点について、やはりぜひ細かく分析して調べて頂ければ大変ありがたいと思います。

なぜそのように思うのかと申しますと、例えばページが飛んで恐縮ですけれども、232ページで法令外国語訳の推進という課題が出てまいりますけれども、日本の法令の外国語のところには例えばアクセスがあるというような場合ですと、どうも金商法の英訳は制定当時の法令の訳は掲載されているのですけれども、改正後の翻訳がなされていないのではないかと思います。もし英語のアクセスで法令に直接アクセスしてくるような人がいるとすると、改正前法の英訳が掲載されているわけで、かえってミスリーディングであるという問題があらうかと思えます。そういう意味では、外国からのアクセスが一体どういうページにアクセスしていて、そこがきちんと誤解のないようにアップデートされているのかというような点は、大変重要なポイントになり得るのではないかと感じたところでございます。

最後の第4点目ですけれども、今のウェブ、インターネットの重要性という点とも関連してまいりますけれども、例えば、この目論見書による開示制度というのがございまして、178ページのところでございますけれども、目論見書制度の見直しがなされて、例えば電子交付する場合に、同意を得る手段として電話に同意を追加したということが肯定的に評価されているようですけれども、むしろインターネット、電子的な交付というのをもっと例えば積極的に展開するというようなことを考えると、果たして電話による同意を追加したということはそれ自体プラスに評価すべき要素なのか。もう少し電子的な交付を積極的に利用できるような環境を整え、それによってコストを削減し、翻って投資家の利益になるといった観点からの評価を、電子化の進展を踏まえ、改めて検討する必要があるのではないかと思います。

既にお答え頂いている部分もございまして、お答え頂いていない部分に限って、もし後ほどご教示頂ければというふうに思います。

私からは以上でございます。

○富田座長 ありがとうございます。

翁委員、よろしく申し上げます。

○翁委員 私もこれを拝読させて頂きまして、本当に幅広く多様な仕事を本年度もなさってお

られるということがよくわかりましたし、また、例えば参考文献なども非常にきめ細かくアクセスすべきアドレスなどもついていて、非常に利用しやすい政策評価書になってきているなという、全体の感想を持ちました。私もコメントは5点ほどで、ちょっと質問も追加的にございますけれども、また重複するところもありますけれども、申し上げたいと思います。

まず1点目ですけれども、これは先ほど畑中監督局長からもご説明がありましたが、やはり中小企業の資金の円滑化とリレバンのところでございます。これを読ませて頂きますと、やはり円滑化に関しては効果もあり、資金繰りの不安が解消されるとメリットがあったというように感じております。

非常に大きな効果があったということはメリットを感じている一方で、やはりこういった対策が終了したときに、本当に企業がどうなっているのかなということをやや心配している面がありまして、と申しますのは、やはりアジアの諸国の国際競争力の強化が非常に高まっていて、やはり日本企業が全体として今、ここ二、三年で大きく競争力を低下させている。特に製造業などについてはそういう現状があるということが、やはりマクロ的に見て懸念しているところであるからでございます。という意味で、いわば資金繰り倒産を回避するということと同時に、やはり今でなければならぬ本業の建て直しとか、またはビジネスマッチングをしていくとか、または海外への展開へのアドバイスをしていくとか、そういった取り組みが、本当に今金融業に求められているのではないかと思います。もちろん、これは企業の取り組みであるというのが本筋であるわけでございますけれども、それを資金面でサポートしたり、さまざまな情報を提供するようなということが金融業に求められているのではないかとこのように思いますので、やはりそういう意味で今なすべきリレバンとして金融機関の役割というのは非常に高いと思いますし、それに向けての取り組みが同時に求められているのではないかと感じております。というのが1点目でございます。

それから2点目が、職員の育成というところで239ページのところでBと評価がございまして、今、例えば会計面とか専門能力を向上させる研修を充実させておられるということが書いてございますけれども、やはり今の国際的な潮流を見ると、例えば、英国ではミクロの監督の強化だけでなく、マクロプルーデンスの部局をつくったり、また米国においてもFRBとシステムミックレギュレーターというような形で、ミクロの今までの個別の金融機関を見ていくという目だけでなく、マクロ経済との関係とか、金融市場を見る目とか、またマクロモデルをきちんと把握した上で監督をしていくとか、そういったことが特に監督当局についても、今後求められていくのではないかと思います。

その上で、恐らく対応はもうされてきておられると思うんですけども、やはり長い目で見えた人材の育成というのが、非常にこういった点で重要になってくるのではないのかなという感じを持っております。そういう意味で、今までにない幅広い観点からの人材の育成というのがこれから必要なのではないのかなというような印象を持っております。これが2点目でございます。

それから3点目は検査のところでございます、これは何回もいろいろ、ここの場でもお話をお伺いしてきておりまして、実際、効果的・効率的な検査というのはかなり進んできているのではないのかなというような感じを持っておりまして、例えば50ページのところでは、アンケートでオフサイト検査のモニターのアンケート結果というのが出ていて、検査の検証とか執行状況について比較的高い評価が得られるようになってきていると。これはもちろん非金融機関からの評価であるわけでございますけれども、これはベターレギュレーションの観点からの見方ということでございます。

もちろん効果的、効率的というのと同時に、やはりベターレギュレーションの観点は引き続き重要ではないかというように思っております。この検査モニターからはかなり高い評価であるというふうに考えておりますけれども、実際にこれは、この時点だけではなくて定期的にずっと続けていかなければいけないものだと思っております、特にこのような場に出てこられる中央の幹部の方々はこの考え方をよく理解されているんだろうと思うんですけども、本当に地方で検査をしている方々に常にゆきわたるように、どういう取り組みをされているのかというようなことについて、ぜひお伺いしたいというように思っております。

それから4つ目ですけども、これは皆様方がおっしゃった点ですが、67ページからの国際的な取り組みについては、今回、それぞれの委員会についてどういう取り組みをしてきたかということが詳細に書かれていて、興味深く、またわかりやすく書いてあると思えました。

G20のところでは、またバーゼルのところもそうなのかもしれませんが、日本の主張が明確に書いてあって、景気回復との関係で、我が国の主張はこういうものであったと書いてあるんですけども、できれば、ほかのところについても今後、我が国としてこういった主張をしてきているとか、またはこれはこの政策評価の場だけでなく、例えば幹部の方々が質の高いプレゼンテーションを国際的に発信なさっていくようなことを通じて、我が国の主張というのが、こういった関心を持っている人たちとか、金融市場のグローバルな人たちによりゆきわたっていくと、なお一層いいのではないかというような意見を持っております。

それからもう一つは、5点目は、いろいろなところに関係するんですけども、例えば金融

サービス業の活力のところとか、多様な資金調達運用機会のところとか、あと個人投資家の拡大といった、いわば国際、日本の金融市場の国際競争力に関するところでございます。

今の現時点では確かにAということでございますけれども、多くのところはまだこれから新たな施策の検討を行う必要があるということで、IIという評価を、端的な結論のところではされておられます。それで、例えば個人投資家の拡大というようなところでは、例えばこれは205ページでございますけれども、かなり今後の方向性として金融教育の充実とか、ADRのより一層の紛争解決支援制度を充実させるというようなことで何となく方向感が見えているわけでございますけれども、例えば金融サービス業の活力のところとか、これは具体的には210ページになるかと思っておりますけれども、ここは今後の課題というところ、協同組織金融機関のことしか書いていないというような感じですし、あと例えば多様な資金調達運用機会についてどうなのかというふうに見てみますと、ここについては、銀行の保険販売の見直しについて今後の課題として記載されているということだけで、何か長期的に幅広く課題を書いておられるところと、個別にすぐやらなければならない課題が書いてあるところがあって、全体として金融庁として、国際競争力ということについて今後の課題としてどういうふうにするのかというものが、必ずしも明確でないような、そういう印象を受けました。

あと、これは2つ質問がございます。一つは40ページのところで、監督カレッジの話が書いてあります。例えば、3メガグループと野村についての監督カレッジの会合を開催したとか、あと我が国に拠点を有している複数の海外金融機関について、監督カレッジの会合に参加したということが書いてあります。具体的にどのような頻度で、どんな、ここに大体情報公開共有だというようなことが書いてありますけれども、もしもう少しお話しして頂けることがあれば教えて頂きたいなということでございます。

それからもう一つは、最後になりますけれども、179ページのところに銀行代理業のことが書いてあります。これは今年283件から497件に、かなり数としては増加しているということがわかるんですけども、このぐらいふえてきたということは定性的にどういうふうの評価されているのか。例えば、ビジネスモデルの変化とか、そういったことが出てきているのか、その辺のところも少し評価として、わかりましたら教えて頂きたい。

以上でございます。

○富田座長 それでは、今、お二方よりご意見、ご質問賜ったわけでありまして、金融庁のほうより、お願いいたします。

○森本総務企画局長 神作先生から、また施策222の関係で、先ほどもちょっとお答えしたん

ですが、相談、苦情件数に関してご意見を頂きました。確かに我々は、よく検査監督では金融機関に対して、金融機関に寄せられた相談・苦情をよく分析しろとか、分析が足りない等といったも言ってるんですね。そう言っている立場の金融庁として、もう少しやはり相談・苦情の分析というのが必要であろうと思います。先生ご指摘の制度改正による影響等も含めて、そうした点は次回のこの評価書では、ぜひ反映させたいというふうに考えております。

それから、自主規制機関の取り組みについて、もうちょっと踏み込んで書いてもいいのではないかとご指摘を頂きました。自主規制機関が自主的に検討して対応しているということと当局との関係というの踏まえながら書いているんだと思うんですが、確かにこのコーポレートガバナンスの関係につきましては、スタディーグループとの報告を踏まえて、当局でもかなりいろいろなことをやっております、それとの関係もあって、東証でこうした措置がとられているわけでありまして、また、当局とのさまざまな連絡会議等における意見交換もあったわけでありまして、少なくとも東証のとした措置の中身等について、もうちょっとわかりやすく記述すべきだという先生のご指摘については、今後ぜひ参考にさせて頂きたいと思っております。

翁先生から、各項目にある今後の課題について、例えば、多様な資金調達運用機会の提供に向けた制度設計等、内容が非常に短期的な課題しか書いていないというご指摘がございました。

この金融制度の制度設計につきましては、現在、政府の新成長戦略の一環としても、かなり包括的な検討もしておりますので、そうした我々が認識している課題を、こういう施策の中で、将来的な方向性、多少抽象的なものになっても、もうちょっと織り込んでいくという点については、ぜひ検討させて頂きたいと考えます。

以上でございます。

○富田座長 お願いいたします。

○細溝検査局長 翁委員のほうから検査につきまして、引き続きベターレギュレーションを続けていく。それから地方の現場でやっている人たちにいきわたるのが大事というご指摘を頂きました。地方の現場でやっている人たちが大事なのはおっしゃるとおりでありまして、概ね本庁、この検査局で、400人、財務局には500人の検査に従事している職員がおりますので、本庁よりも多い職員が財務局で検査に従事しています。

したがって、ベターレギュレーションが始まったときから、いかに本庁だけではなくて、財務局に浸透させるかということについて努力をしまりまして、足かけ3年になっています。大分浸透してきているのかなとは思いますが、これは引き続きの課題であるのは事実でございます。

ます。

やってきたことというというのは幾つかございまして、当然ですが検査官の研修でありますとか、説明会でありますとか、財務局長会議ないしは、そういう検査担当の課長会議とかいった会議の場で説明をするというのが一つあるかと思えます。

更に、双方向のコミュニケーションとしまして、例えば検査マニュアルを改訂したり、検査の基本指針をつくるといったときは、必ずこれは財務局からも意見を聞いております。

それから例えば財務局の検査に当たって、専門家のサポートが要ると。例えば法律でありますとか、会計でありますとか、そういう専門家のサポートが要るといときは、本庁のそういう専門家がサポートするという体制も整えております。本庁と財務局に分担して検査しておりますから、検査のノウハウをデータベース化することもやっております。それで、お互いに共通して使うということもやっております。

更に、現場でのオンザジョブでやっていることは、例えば財務局検査、財務局検査に本庁から参加する、一部応援といいますか、参加していくといった形で、これはあまり数は多くないんですが、いろいろな財務局の検査について本庁からも参加して、目線を合わせていくといった努力もやっております。

まさに現場が大事でありまして、その現場できちんと起こっていることを常に把握していきたいと思っておりますし、また、先ほどのアンケートのような形、ないしは検査モニターというので相手先からいろいろな意見を聞くというのも、オン、オフ両方でやっておりますので、そうした形でチェックしながら、検査の現場がきちんと、効果的・効率的な検査となるように頑張っていこうと思っております。

○富田座長 どうぞ。

○桑原総括審議官 神作先生から、特に英語、英文のアクセスについてのご指摘を頂きました。先ほど、田辺委員からも同様のご指摘を頂きました。

それで、まず英文、和文に関して、現在、どういう金融庁のシステムで、どういうことが把握できるかについて、その実態を申し上げたいと思えます。

まず和文については、トップページ、それから個々のページ、それらに何件アクセスがあったかというのは把握できるシステムにはなっております。けれども、トップページに入って、どこを経由して、どのページにアクセスしていくかという道筋みたいなものは把握できない、そういうところがまだ弱いところだと思っております。

それから英文のページでございましてけれども、これは英文のトップページのアクセス件数は

把握できるということではございますけれども、英文の個々のページのアクセス件数は、まだ把握できるシステムになっておらないようでございます、その点は重要な改善の課題だと考えております。この102ページにも、「今後は、アクセス集計システム・ツールやログレポートの充実・強化を図り、的確かつ深度ある分析を行ったうえで」と書いておりますけれども、この点は、私どもも重要な課題と考えておりますので、改善を着実に図ってまいりたいと考えております。

それから、翁委員から人材の育成、職員の育成についてのご指摘がございました。これも私ども、189ページにございますように一定の成果は上がっておりますけれども、専門性の高い人材育成に向けたさらなる取り組みがやはり必要だと考えておまして、B評価ということにいたしております。まさに金融の高度化、複雑化が進展している中、高度な専門的な知識を有する人材の育成は本当に重要な課題と考えておりますので、ここについては今のご指摘も踏まえまして、私どもも重要な課題として取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○富田座長 お願いします。

○三井総務企画局総務課長 先ほどの質問のお答えの中で、民間からの人材で金融庁で働いて頂いている方々の局別、部門別の人員についてご報告いたします。

直近の数字ですと、総務企画局で52人、それから検査局で93人、監督局で31人、監視委員会102人などとなっています。ただ、これ、6月末現在ですので、ここの評価書に書いています22年の3月1日現在の数字とは合計はあってございません。3月末でまた切れたり、年度途中で新たに採用する職員が、この民間の方は多々ございますので、恒常的に一定程度上下動するものでございます。おおむね企画部門、ないし検査、監視部門では2割強ぐらいの方々が働いており、監督ですと、1割から2割の間で推移していると、こんな感じで受けとめて頂ければと思います。

○富田座長 畑中さん。

○畑中監督局長 翁先生から監督カレッジの話についてご質問がございました。これは我が国の場合、3メガバンクと野村グループが対象になっております。これにつきましては、年1回、諸外国の当局者にも来てもらってやっております。加えて、電話でも2回ぐらい行っております。

基本的には、まず対象金融機関の企画担当、あるいは国際担当の常専務の方に、財務の状況なりリスク管理のあり方、それから今後の経営方針についてプレゼンをして頂いて、その後意

見交換をすると、そういうセッションでございます。

3メガについては、日本の当局以外にFRB、NY-FED、サンフランシスコ連銀、UK FSAが参加をしています。それから野村証券については、シンガポールのMAS、香港の金融当局SFC、プラス、UKFSAとアメリカのSECということでございます。

銀行からのプレゼンを受けて議論したセッションと別に、当局だけの意見交換会というのをその後やっております、これは各国の金融当局から、監督上気になっていることを問題提起をして、基本的にホスト国が答えたり、重点的な監督事項について、それぞれ意見交換をするというふうなことをやっております。

なお、他国が母国のシティグループ、ゴールドマンサックス、モルガンスタンレー、ドイツ証券銀行グループ、HSBC、これらについては逆に日本から出向いていくなり電話会議で参加をしていると、そんな状況でございます。

それからもう一点、中小の円滑化についてご意見を頂きました。確かに、この円滑化法で資金繰り支援ということで、効果が上がっておるわけでございますが、これは単に延命をさせるということだけでは意味がないわけございまして、ご指摘のように、その間に、借り手の信用リスクを軽減するような深みのある経営改善計画の策定、これは先生のご指摘では「本業の建て直し」ということになろうと思えますし、あるいは新事業に移行していくというような取り組みをこの間にやって頂く。もう少し楽なところは新しい分野にチャレンジしていくと。こういったことは、とりもなおさず、相手方の企業の価値を高めるなり、新しく創造していくバリューアップ型の金融仲介サービスということになろうかと思えます。このいろいろな特例措置の出口問題というのは、これから大変重要な課題になってくると思いますが、恐らくは、出口というのは、単に対策が終わるということだけではなくて、ご指摘がございましたように、借り手企業のそれぞれの成長戦略と各金融機関がリンクをしていかなければならないんだらうと、そんなふうに認識しております。

○富田座長 お願いします。

○河野総括審議官 翁委員から、ご指摘のあった点でございますが、国際会議、ないし国際機関における取り組みにつきましては、さらに情報を充実させて頂きたいと思いますが、この評価書そのものは、どうしてもスペースの限りもございますので、やはり金融庁の広報全体の中で、もっと充実させる必要があろうかと思えますし、特にこの英文のホームページを含めまして、そこは今後努力させて頂きたいと思っております。

ちなみに、例えば、先ほどの監督カレッジのお話などでも、今度は国際的な場では、FSB

——いわゆる金融安定理事会、それからバーゼル委員会におきましても、各国がどういう状況、どういう活動を行っているかという点については、フォローアップをしますとともに、このカレッジで、例えばどういう情報交換をすべきかとか、ある程度原則ないしガイドラインをつくっていこうという動きもございまして、それは引き続き作業をしておりますので、こういったものも成果物が出ますと、ホームページなどで公表させていただきますとともに、その都度、記者レクなども努めて行うようにはしておりますけれども、その背景にある事情なども、できる限り、今後、公開させて頂きたいと思っております。

○富田座長 ありがとうございます。委員の皆様より、いろいろ貴重なご意見を頂きました。私からは、重複するところを避けまして何点か意見を申し述べたいと思います。

まず、金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計という、321番であります、先ほども少し議論がございました新成長戦略との関係なんですけれども、そこにおきまして、金融自身が成長産業として経済をリードすると新成長戦略には書かれておりますが、具体案として示されたものが総合取引所だけでございました。少し寂しいかなという感じがいたします。

中国を中心に、アジア各国はやや不透明なところもありまして、日本の民間金融機関がアジアで一層の活躍をするためには、政府当局への働きかけも重要だろうというふうにと考えるとございまして。他の省庁におきましては、原発や新幹線などのインフラプロジェクトでオールジャパンをうたいまして官民一体で外国政府に働きかけておりますけれども、こうした民間金融機関の創意工夫と活力を支援していくということを検討されてもいいのではないかなというふうに考えます。

それから2点目は、Ⅱ－1－（1）の金融実態に即した利用者保護ルールの整備徹底、それとも関係いたしますけれども、その4番ですね。金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応ということに関係いたします。振り込み詐欺への対応はかなり進んできたわけでありましてけれども、最近、未公開株の詐欺被害が深刻化しているというのが大きな問題となっております。

これへの対応といたしまして、金融機関の投資勧誘規制を強化するということが、かえって今度はベンチャー投資家等への意欲を阻害することになって、マーケットのダイナミズムを阻害するということになっては元も子もないわけでございます。ということから、この規制の意味が全く違ったことにならないようにする必要があろうということでございます。これが214番の金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応というところで留意されるべき点であろうと思います。

それから、委員の皆様より人材の育成等についてのご指摘がございましたが、金融がますます

す複雑化する中でございます。その中において、官民人事交流の意義というのも私は重要だと思えます。もちろん監督する側される側ということで、乗り越えるべき点を乗り越えて、金融庁と民間金融機関の互いの職員の資質向上ということを考えて、こうした官民人事交流について、今後とも積極的に進めるべきではないかということを感じております。

私からは以上でございます。

次に有識者会議の公開につきまして、本年5月28日に政策評価各府省連絡会議におきまして了承されました、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」におきまして、会議の原則公開が求められているところでございます。有識者会議を公開することについて、委員の皆様からご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

田辺委員、いかがでございませうか。

○田辺委員 全体として公開せよという方向でありますので、特に原則としては問題ないかなと思っております。他省庁等でも、この公開、どうやるかということで、一応公開はしてあるのでありますけれども、実際のところ、金融庁はちょっとよくわかりませんが、ギャラリーがほとんどいないというのが実際のところでありますので、公開自体は、今までの形態にそんなに大きな影響を与えるということはないんだらうと思っております。

他方、インターネット配信等に関しても、そういう状況を考えると、そこまでコストを払って行うべきか否かというのは、ちょっと判断していかなきゃいけないことではないかと思っております。

以上です。

○富田座長 いかがでしょうか。

○島崎委員 私は基本的には公開をすべきであると、こういうことですので。特にそれ以上の意見はございません。

○富田座長 神作委員、お願いします。

○神作委員 私も同様の意見でございまして、基本的に公開する方向で検討していただければと存じます。それが時代の要請かと存じます。もっとも、インターネット配信等までするかということについては、これはコストとベネフィット等の関係から検討する必要があるかと思っております。しかし、少なくとも一般傍聴というところから、まず公開の方向にかじをきっていくということが重要なことではないかと思っております。

○富田座長 翁委員、お願いします。

○翁委員 先生方の意見と一緒に、原則公開ということで進めて頂ければと思います。

○富田座長 ありがとうございます。

○佐藤政策評価室長 座長、すみません、吉野委員の意見を紹介させて頂いてよろしいでしょうか。

○富田座長 どうぞ。

○佐藤政策評価室長 欠席の吉野委員からも本件についてのご意見を預かっていますので、私から紹介します。

議論の中では、実際の金融行政にも立ち入った議論もあり、個別の業態の業務に関連する議論もなされるため、全体の説明、大きな流れを議論するには公開としてもよいと思うが、突っ込んだ議論では、自由な議論ができるためにも非公開が望ましいと考えています。また、場合によっては破綻処理などの議論になった場合には利用者の不安を増幅するということにもなりかねないため、非公開の会合も仕方がないかなというふうに思っていますということでございます。

以上でございます。

○富田座長 いろいろなご意見がございます。原則という言葉大切にしつつ、基本公開ということが時の流れかなというふうに思いますので、その方向で再度、細部を事務局と詰めてまいりたいと思います。

今日はいろいろ貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。

それでは最後に、本日の会議の締めくくりといたしまして、長官よりよろしく願いいたします。

○三國谷長官 本日も大変有意義なご意見を頂きまして、誠にありがとうございました。ご指摘頂いた中で、我々のほうとしてもそれを受けとめて改善すべきところも多々あるかと思しますので、これは真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、金融行政であります、何点か申し上げたいと思っておりますけれども、まず一つのポイントは、これはいつも変わらない我々の課題であります、金融の円滑化、あるいは金融システムの安定、それから利用者保護をどうするかと、こういうことあります。この中で金融の円滑化ということについて申し上げますと、やはりサブプライム、あるいはリーマンの流れをなお引きずってございまして、さらに今日この時点でまた経済環境、さまざまなことを考えていかななくてはならないということで、金融の円滑化には引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

ここ、過去数年にわたりまして、さまざまな対策をも講じてきたところでございますが、状

況よく注視しながら、この辺は地道に取り組んでいく必要があると考えているところであり  
ます。

それから先ほど、富田先生から未公開株等の話もございましたのですが、利用者保護につ  
いて申し上げますと、常に規制と、その規制をすり抜けるという、一種の追いかけてこ  
みたいなところもあるわけですが、私どももこれまで制度面ではさまざまな制度の改革  
に取り組んでまいりました。特に金融商品取引法では集団的投資スキームという包括概  
念も導入して、これも画期的な話であります。そういたしますと、今度は原点に戻って  
まいりまして一番、今度は無登録という形で一番、法のすき間ではなくて、法の裏側  
というようなことまで出てきている状態です。こういったことにつきましては、引き  
続きいろいろな関係者とも協力しながら取り組んでいきたいと考えているところ  
であります。

その次の課題で、国際化の話がございます。この国際化につきましては、皆様から  
ご指摘頂きましたが、大変大きな流れになってきていると思っております。やはり  
体感的に申し上げますと、リーマンのとき、ちょうどこれは今の2年前の9月15  
日に破綻があったわけですが、サブプライムから続いておりますが、そのとき  
に大変緊迫した中で私どもも国内でも日銀、あるいは財務省と、本当に徹夜で  
連絡を取りながら、海外当局とも連携しながら、この情報の共有、あるいは協  
調ということの必要性を痛感したわけです。

その後、この危機を、経済的な状態をいかに防ぐかという観点から、その次に  
そうしたものを防止するためにはどうするか。そのさらに、その先に、先々の  
インフラをどうするか。これは日本も国内としては十数年前に経験した話  
であります。国際的にもそういった流れになっております。こういった中で  
国際的な交渉等も大変増えてきたわけですので、これに対しましては私  
どもも非常に限られた体制ではございますけれども、最大限の努力を展  
開してきたところであります。

まず私どもといたしましては、何といたしても、いろいろな関係者との  
連携、これは日銀さん、財務省さん、あるいは海外当局との連携、これには  
十分意を注いできたつもりであります。同時に庁内におきましては、内外  
一体という考え方のもとに国際部局と国内部局の情報の遮断がないよう  
に運営には努力してきたつもりであります。週に1回は総務課長クラスが  
集まる、あるいは総括審議官のところ集まる、幹部会も毎週開くという  
ような形で情報の共有に努めてまいりました。あらゆるルール、それから  
運用というものが、内外の壁がなくなっていることを踏まえまして、  
その上で今回の体制に当たりまして、新しい人事年度におきましては  
体制の強化に努めたところであります。この需要はますます拡大

するかと思いますが、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

その中で、国際会計基準と会計基準の話もございましたが、これも大変大きなうねりの中にあるわけでありまして。これはさらにコーポレートガバナンスとか、さまざまな課題が絡むわけでありまして、私はこの問題というのは、大変時代的にも大きな超えなければならない課題だと思っております。大変な労力を費やす問題だと思っております。これにつきましては、関係者ともども協力しながら乗り越えてまいりたいと思っております。

今から数年前に、今でこそ、国際会計基準もアドプションかどうかという議論になっておりますが、数年前には同等性評価という時代がありました。同等性評価というのは、実は達成したわけですが、時代がさらにそれを超えてしまったと。そのときにも関係者一丸ということで、当時、企業会計審議会の答申にも書かれたわけでありまして、そういったことも踏まえながら対応していきたいと思っております。

その上で成長戦略、これは先ほどからの国際競争力という問題ともつながるのだと思っております。これにつきましては、実は今から1年ほど前に金融審議会の基本問題懇談会におきまして、これはサブプライム、リーマン等も踏まえまして、また資本市場というものに対するさまざまな疑問も提起される中で、もう一度根本にさかのぼった議論というのをして頂いたわけでありまして、ここで掲げられた考え方というのは、基本的に長期的な視点として非常に大事なものであると思っております。やはり、金融、銀行部門であれ、市場部門であれ、それぞれが大事であり、かつ行き過ぎはよくないと。どの部門であれ行き過ぎはよくないと。これは一つにも過去の日本の経験というのは、銀行部門にリスクが集中することによって危機が起きた。今回は市場部門に変な形でリスク集中することによって起きた。一つのシステムが、行き過ぎはよくない、しかし、それぞれを大事に育てていかなければいけないということで、その取り組みを行うということでございまして、そういった流れの中で、昨年度の制度改正、あるいは成長戦略等が出てきているわけではございますが、それぞれ掲げていることは断片的に見えるかもしれませんが、その中には2つの視点があるわけでありまして、一つは産業を支える金融という位置づけ、それと同時に、それが結果として、金融も産業として、産業としての金融としても自らも国を引っ張るような存在であるべきではないか、これはやはり少子高齢化社会も展望する必要があるかと思っております。

そういった中で、アジアということも当然考えなければいけない課題でございまして、今回の国際部門の体制強化には、先ほどもご指摘ありました、そういったアジアとの関係当局との連携といったこともにらんだことを、それを一つの含意としてあるわけではございます。

その上で一つ、私どもの組織の中の問題といたしましては、横の連携についてご意見がございました。これは組織論としては、常にある現象でございますが、昔みたいに銀行・証券、保険と、縦に分かれておれば、分かれておるなりに、それをどうやって連携するかと。現在、我々は企画、監視、検査、監督という、こういう機能的な組織、横断的な組織になっておりますが、これはこれで機能をどう結びつけるかというのは永遠の課題であります。ここは冒頭申し上げましたが、国際部門も含めまして、総務課長クラス、あるいは幹部クラスで横の連携を努めるように努めてまいりたいと思います。私どもが努力してもなおかつ至らない点があるとすれば、これからも引き続きご指摘頂ければと思っているわけでありまして。

いずれにいたしましても、どうもバブル崩壊以来、このレジームが常に大きく動いてきておりまして、今もその過程にあると思います。ベターレギュレーションというのは大事な概念でありまして、こういった横の連携も十分とりながら、局面の変換の中で、フォワードルッキング的に限られた資源をどうやって効果的、効率的に振り向けていくかという普遍的な課題でございますので、これからもその遂行に努めてまいりたいと思っております。今後ともよろしくご指導頂ければと思います。

○富田座長 長官、どうもありがとうございました。

評価書の取りまとめでございますけれども、事務局におきましては、本日の会議で皆様方から頂いたご意見を踏まえて、必要な修正を行いまして、まとめて頂きたいと思っております。

それでは終了の時間も近づいてまいりましたので、最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

○佐藤政策評価室長 今、座長よりもご紹介頂きましたが、今後のスケジュールですが、皆様から頂いたご意見を踏まえて、各評価書の修正を行いまして、修正点につきましては、委員の皆様方に個別にご説明させて頂きます。そうした上で、政策評価と予算との連携強化の関係で、概要要求期限までには公表しなければならないということがありますことから、8月末に公表したいと考えております。また、本日の議事要旨及び議事録については、後日内容の確認を事務的にお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○富田座長 中3日しかなくて、非常にタイトでございますけれども、事務局、よろしく願いいたします。

予定の議事、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午前 11 時 52 分 閉会